第五十六条の四中「の場合の控除」を「又は廃棄の場合の戻し税等」に改め、「（違約品を再輸出に代えて廃棄した場合の控除）」を削り、「第五十五条第一項及び第五十六条第一項中」を「第五十五条第一項中」に改め、「第五十五条第一項中」、「及び第五十六条第二項」及び「第五十五条第二項中」を削り、「、第五十六条第一項中」の下に「「同項」とあるのは「法第二十条第四項」と、」を加え、「同項及び同条第三項中」、「同条第一項及び第二項中」及び「同条第一項中」を削り、「の税関長に」を「をする税関長に」に、「した税関の」を「する」に、「輸入地を所轄する」を「輸入を許可した」に改め、」と」の下に「同条第二項中「同項の」とあるのは「法第二十条第五項の」と、「証明書（特例申告貨物にあつては、特例申告書の提出があつたことを証する書類又は決定通知書若しくはこれに代わる税関の証明書）」とあるのは「当該貨物に係る特例申告書の提出期限内に、これを」と、」を、「、当該廃棄した」と」の下に「、「品名及び数量」とあるのは「品名及び数量、控除を受けようとする金額及びその計算の基礎」と」を加える。

第三条　関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項及び第三十三条の五第一項中「その輸入地を所轄する」を削る。

（通関業法施行令の一部改正）

第四条　通関業法施行令（昭和四十二年政令第二百三十七号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「税関長の」を削り、「税関長に」を「財務大臣に」に改め、同項第三号中「においてする通関業務を行なおうとする地域及びその」を「における」に改め、同条第二項中「行なわれる」を「行われる」に、「添附しなければ」を「添付しなければ」に改める。

第二条を次のように改める。

（営業所の届出の手続）

第二条　法第九条第一項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を財務大臣に提出することにより行うものとする。

一　当該営業所の名称及び所在地

二　当該営業所の責任者の氏名及び法第十三条の規定により置こうとする通関士の数

三　当該営業所における通関業務に係る取扱貨物が一定の種類のもののみに限られる場合には当該貨物の種類

2　前項の届出書には、届出に係る営業所において通関業務に従事させようとする者の氏名を記載した書面その他参考となるべき書面を添付しなければならない。

第五条を削る。

第四条第一項中「第十三条第一項」を「第十三条」に、「専任の通関士（営業所における通関業務の量からみて専任の通関士を置く必要がないものとして税関長の承認を受けた場合には、専任であることを要しない。）一人以上」を「通関業務に係る貨物の数量及び種類並びに次条に規定する通関書類の数、種類及び内容に応じて必要な員数の通関士」に改め、同条第二項を削り、同条を第五条とする。

第三条を第四条とする。

第二条の二第一項及び第二項中「、当該承認を受けようとする承継に係る通関業の許可をした税関長」を「財務大臣」に改め、同条第三項ただし書中「税関長」を「財務大臣」に改め、同条を第三条とする。

第七条第二号中「第四十三条の四」を「第四十三条の四第一項」に改める。

本則に次の一条を加える。

（権限の委任）

第十四条　法に規定する財務大臣の権限のうち、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める税関長に委任されるものとする。

一　法第三条第一項及び第二項（同条第一項の許可に際し条件を付する場合に限る。）の規定、法第四条第一項の規定、法第五条の規定並びに法第六条の規定による権限　法第三条第一項の許可を受けようとする者が通関業務を行おうとする営業所の所在地（当該営業所が二以上ある場合には、主たるものの所在地）を管轄する税関長

二　法第三条第二項（同条第一項の許可後に条件を付する場合に限り、法第八条第二項において準用する場合を含む。）及び第四項（法第八条第二項において準用する場合を含む。）の規定、法第八条第一項の規定、同条第二項において準用する法第五条の規定、法第九条第一項の規定、法第十条第二項の規定、法第十一条の規定、法第十二条第二項及び第三項の規定、法第三十一条第一項の規定、法第三十三条の二の規定、法第三十四条第一項及び第二項（法第三十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定、法第三十五条第一項の規定、法第三十七条の規定、法第三十八条第一項の規定並びに法第三十九条第一項の規定による権限　当該権限の行使の対象となる者が通関業務を行う営業所の所在地（当該営業所が二以上ある場合には、主たるものの所在地）を管轄する税関長（以下この条において「二号税関長」という。）

三　法第十一条の二第二項から第六項までの規定による権限　同条第一項又は第四項に規定する通関業者に係る二号税関長

四　法第十一条の二第七項の規定による権限　同条第二項又は第四項の規定による承認をした税関長

五　法第三十六条の規定による権限　同条の規定による申出の対象となる者に係る二号税関長

2　前項（第一号に係る部分に限る。）の規定により税関長に委任された権限のうち、通関業務を行う営業所であつて同号に定める税関長以外の税関長の所属する税関の管轄区域内にあるものに係る法第五条の規定による権限については、当該営業所の所在地を管轄する税関長も行うことができる。

3　第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定により税関長に委任された権限のうち、通関業務を行う営業所であつて二号税関長以外の税関長の所属する税関の管轄区域内にあるものに係る法第八条第一項の規定、同条第二項において準用する法第三条第二項及び第四項並びに法第五条の規定、法第九条第一項の規定、法第十二条の規定、法第二十二条第二項の規定、法第三十一条第一項の規定並びに法第三十八条第一項の規定による権限については、当該営業所の所在地を管轄する税関長も行うことができる。

別表を削る。

（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律施行令の一部改正）

第五条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律施行令（昭和二十七年政令第百二十五号）の一部を次のように改正する。

第四条の見出し中「引渡等」を「引渡し等」に改め、同条第一項中「附合、混和」を「付合され、混和され」に、「附合した」を「付合した」に、「且つ」を「かつ」に改め、同条第二項中「輸入地を所轄する税関」を「輸入を許可した税関長」に改める。

第五条中「第八条但書」を「第八条ただし書」に、「輸入地を所轄する」を「輸入を許可した」に改める。

（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令の一部改正）

第六条　輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令（昭和三十年政令第百号）の一部を次のように改正する。

第十三条の見出し中「物品」の下に「に係る内国消費税」を加え、同条第二項中「第十九条第一項」の下に「（標本、参考品及び学術研究用品の免税の手続）」を、「第二十条第一項」の下に「（寄贈物品の免税の手続）」を、「第二十五条の三第一項」の下に「（博覧会等において使用される物品の免税の手続）」を、「第二十五条の三第一項」の下に「（条約の規定による特定用途免税貨物の免税の手続）」を、「第三十四条第一項（」の下に「再輸出貨物の」を、「第二十五条第一項（」の下に「自動車等の引越荷物の」を加え、同条第四項中「用途外使用とされない譲渡の届出」を「特定用途免税貨物の用途外使用の届出等」に、「、関税定率法施行令」を「、同令」に、「免税物品」を「再輸出免税貨物」に改め、同条第七項中「その保税地域の所在地を所轄する」を削る。